

基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区（松川第二頭首工）

第2号施設機械機能診断業務委託

応募要領

第1 業務名

基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区（松川第二頭首工）第2号  
施設機械機能診断業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手7期地区（松川第二頭首工）  
に係る施設の有効活用及び効率的な機能保全対策を推進するため、下記の業務を実施  
するものである。

2 概要

(1) 業務内容

施設機械機能診断（頭首工ゲート） 1式

(2) 業務場所

八幡平市松尾寄木地内

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 「令和7・8年度 建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。  
又は、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格・「役務の提供  
等」）を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3(6)の技術者が常駐してい  
ること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 「建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日付建振第141号)」  
による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間（平成27年度～令和6年度）において県内の国・県営にかかる、ゲ  
ート（農業用施設に限る）の機能診断及び保全計画策定業務の実績があること。
- (6) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のア～キに該当する技術者  
を2名以上（うち、当該業務と同種業務の実務経験を有する者が1名以上）を有し  
ていること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の  
雇用関係にあることをいう。

ア 建設部門の技術士（総合技術監理（建設）を含む）

イ 技術士・総合技術監理部門（農業－農業農村工学）

ウ 技術士・農業部門（農業農村工学）

エ R C C M（農業土木）

- オ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が 20 年以上の者
- カ 高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が 25 年以上の者
- キ 農業土木技術管理士
- ク 農業水利施設機能総合診断士

#### 第 4 応募手続

##### 1 募集期間

令和 7 年 6 月 27 日～令和 7 年 7 月 7 日

##### 2 応募方法等

次に示す資料を第 6 の「応募・照会等窓口」に持参すること。

##### (1) 提出資料

別紙様式 1 「参加意思確認書」 1 部

##### (2) 受付日時等

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、受付時間は午前 9 時～午後 5 時とする。

#### 第 5 事業実施期間

委託契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。

#### 第 6 応募・照会等窓口

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11-1

盛岡広域振興局農政部農村整備室

TEL 019-629-6701

FAX 019-629-6709

担当者 農村環境課 菊地

#### 第 7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務にかかる事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、盛岡広域振興局長が継承するものとする。
  - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
  - (2) 著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)